

合併協定書



笛吹市



芦川村

1 合併の方式

東八代郡芦川村を廃し、その区域を笛吹市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併目標期日を、平成18年8月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、笛吹市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

- (1) 新市の事務所の位置は当分の間、暫定的に笛吹市石和町市部777番地とする。
- (2) 現在の芦川村役場の位置に支所を置くものとする。

5 財産の取扱い

合併時において所有する財産・公の施設は、全て笛吹市に引き継ぐ。

6 町名・字名の取扱い

町名字名の取扱いについては、字の設定区域は現行のとおりとし、旧村名を町名として現行の大字の前に付した大字名とする。

7 事務組織及び機構の取扱い

事務組織・機構については、笛吹市の制度に統一する。

8 条例・規則等の取扱い

条例・規則等は、笛吹市の制度に統一する。

「芦川村の条例・規則等は合併により失効することとなるので、合併協議会で協議された各種事務事業の調整内容・確認内容に基づき、条例・規則等のそれぞれの施行区分により調整するものとする。」

9 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、合併前の芦川村の区域に地域審議会を設置する。

設置については、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

10 議会議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律第8条及び第9条の規定は適用しない。

11 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

芦川村の選挙による農業委員については、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定に基づき、笛吹市の選挙による委員として在任することとするが、その人数は1名とし、その在任期間は、笛吹市農業委員会の委員の任期とする。

在任特例以後の笛吹市の選挙による農業委員の定数は、現行の30名とする。

選挙は選挙区により実施し、芦川村の区域を第4選挙区に加える。

12 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 笛吹市の制度に統一する。
- (2) 「芦川村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例」は、承継する。

13 一般職員の身分の取扱い

芦川村の一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて笛吹市の職員として引き継ぐ。

14 特別職及び付属機関の委員等の身分の取扱い

特別職及び付属機関の委員等の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 常勤の特別職の職員の身分については、法令の定めるところによる。
- (2) 非常勤特別職の職員の身分については、法令等の定めるところに従い調整する。
- (3) 付属機関の委員等の身分については、合併時まで調整する。

15 公共的団体の取扱い

公共的団体については、それぞれの事情を尊重しながら、統合整備に努める。

- (1) 両市村共通している団体については、合併時に統合できるように調整する。
- (2) 芦川村独自の団体については、原則として現行どおりとし、新市においてその内容を検討する。

16 消防団の取扱い

芦川村消防団は笛吹市消防団芦川分団とし、現行の笛吹市条例根拠により運営を行う。(平成18年8月1日適用)

17 使用料及び手数料の取扱い

使用料及び手数料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。
- (2) 手数料については、笛吹市の制度に統一する。

18 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 笛吹市の制度に統一することを基本とし、団体等の補助金については、平成19年度から笛吹市の制度に統一するよう調整する。
- (2) 芦川村独自の補助金については、現行のとおり笛吹市に引継ぎ、新市において調整する。

19 財産区の取扱い

新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合は、構成市町村との協議により、合併時に規約等を変更して一部事務組合として存続する。

20 公営住宅の取扱い

公営住宅は笛吹市の制度に統一する。芦川村若者定住促進村単住宅については、現行の芦川村の基準による。

21 上水道（簡易水道）の取扱い

芦川村の簡易水道は、現状のまま新市に引き継ぐ。

22 下水道（農業集落排水）の取扱い

芦川村農業集落排水施設は、現状のまま新市に引き継ぐ。

23 国民健康保険の取扱い

国民健康保険の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の税率は、合併時はそれぞれの市村の例により、合併後2年以内を目途に統一を図る。平成18・19年度の芦川地区は、不均一課税とする。
- (2) 笛吹市への基金持ちより額については、不均一課税分を除き、平成14、15、16年度の平均保険給付費の10%以上とする。

24 介護保険の取扱い

介護保険の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 介護保険料については、平成18～20年度（第3期事業計画期間）は、不均一賦課とし、平成21年度以降は統一する。
- (2) 保険料の納期は、平成18年度は芦川村は従前の例による。平成19年度以降は、笛吹市の制度に統一する。

25 福祉の取扱い

福祉の取扱いについては笛吹市の制度に統一する。なお、高齢者の「世代間交流事業」「高齢者スポーツ大会」「訪問理美容サービス事業」「老人クラブ助成」「各種支援事業」「デイサービス事業」については、平成18年度は現行どおりとし、平成19年度から笛吹市の制度に統一する。

26 学校教育の取扱い

学校施設については、合併時は現行のとおり笛吹市に引き継ぐが、新市における学校施設や通学区域などについては、検討委員会を設け総合的な検討を行い、教育環境の充実を図る。

27 新市基本計画の取扱い

新市基本計画の取扱いについては、別紙「新笛吹市基本計画」に定めるとおりとする。

調印書

笛吹市と芦川村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく笛吹市・芦川村合併協議会において上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成18年4月18日

笛吹市長

.....

芦川村長

.....

立会人

特別立会人

山梨県知事

笛吹市議会議長

芦川村議会議長

立会人

合併協議会委員

立会人

合併協議会委員

合併協定書表紙題字は、笛吹市・芦川村合併協議会会長 荻野正直 書